

# ○沖縄県の県章使用に係る手続について

## 【1】県から受託した事業で使用する

- 担当課にお問い合わせください。  
※補助事業による助成事業等は、「【3】県の事業と関連する事業に使用する」をご確認ください。

## 【2】県から共催、後援又は協賛された事業で使用する

- 担当課に、
  - ①使用目的（メールベタ打ち可）
  - ②使用レイアウト
  - ③共催等の承認書（写）  
（④企画書等の参考資料）をご提出の上、担当課の意向をご確認ください。

## 【3】【1】～【2】以外の県の事業と関連する事業に使用する

- 担当課に、
  - ①使用目的（メールベタ打ち可）
  - ②使用レイアウト
  - ③関連する内容と考える理由  
（④企画書等の参考資料）をご提出の上、担当課の意向をご確認ください。

## 【4】その他

- 広報課代表端末アドレス  
（kouhou@pref.okinawa.lg.jp）あてに
  - ①使用目的（メールベタ打ち可）
  - ②使用レイアウト  
（③企画書等の参考資料）をご提出ください。

※県章は、原則、公務にのみ使用が認められており、県が使用するもの以外については個別に判断が必要となります。そのため、申請後に、**使用が必ず許可されるとは限りません**ので、ご注意ください。